シティプロモーション専用物品等管理運営基準

　(目的)

第１　この基準は、中野区のシティプロモーションの一環として、中野区民の中野区への愛着を醸成し、中野区民にとって有益な情報を広報するため、庁舎１階に設置するシティプロモーション専用物品等の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　(定義)

第２　この基準において、次に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

　(1)　シティプロモーション専用物品等　シティプロモーションを目的として庁舎1階に設置するディスプレイ及び掲示板をいう。

　(2)　広報物　ポスター、チラシ、映像その他の媒体で、シティプロモーション専用物品等に掲示し、展示し、設置し又は投影できるものをいう。

　(管理)

第３　シティプロモーション専用物品等の管理及び運営は、区民部文化振興・多文化共生推進課長(以下「文化振興・多文化共生推進課長」という。)の指揮監督のもとに区民部文化振興・多文化共生推進課シティプロモーション係長(以下「シティプロモーション係長」という。)が行う。

　(広報物の承認)

第４　シティプロモーション専用物品等に広報物を掲示、展示、設置又は投影しようとする者は、文化振興・多文化共生推進課長の承認を受けなければならない。

　(広報物の掲示、展示、設置及び投影の期間)

第５の１　シティプロモーション専用物品等への広報物の掲示、展示、設置又は投影の期間は、次に掲げる広報物の区分に応じ、それぞれ定める期間とする。

　(1)　ポスター、チラシその他の媒体の掲示、展示又は設置　１４日間

　(2)　映像の投影　１５日間

第５の２　第５の１にかかわらず、定める期間を超えて広報物を掲示、展示、設置又は投影しようとする場合は、文化振興・多文化共生推進課長と協議することができる。

　(映像の基準)

第６　映像の基準は、次に定めるとおりとする。

　(1)　形式　МＰ４

　(2)　サイズ　横１６:縦９

　(3)　長さ　原則として３分までとし、それを超えるものは文化振興・多文化共生推進課長と協議のうえ決定する。

　(掲示等可能広報物)

第７の１　シティプロモーション専用物品等に掲示、展示、設置又は投影ができる広報物は、次に掲げる事務又は事業に係る広報物で当該事務又は事業について、中野区民の中野区への愛着を醸成し、中野区民にとって有益な情報を中野区民に対し広報する必要があると文化振興・多文化共生推進課長が認めるものとする。

　(1)　区が実施する施策に関するもの

　(2)　国又は都が実施する施策に関するもの

　(3)　区が共催、助成又は後援するもの

第７の２　文化振興・多文化共生推進課長は、広報物が次のいずれかに該当するものであるときは、当該広報物をシティプロモーション専用物品等に掲示、展示、設置又は投影をすることを承認してはならない。

　(1)　専ら営利を目的とするもの

　(2)　公の選挙に関わる特定の候補者に関するもの

　(3)　特定の宗教及び政治団体の活動に関わるもの

　(4)　個人又は団体をひぼうするもの

　(5)　公益を害するおそれがあると認めるもの

　(承認の依頼)

第８の１　第４による承認の依頼は、別に定める依頼書にシティプロモーション専用物品等に掲示、展示、設置又は投影をしようとする広報物を添えて文化振興・多文化共生推進課長に提出することにより行うものとする。

第８の２　広報物の掲示、展示又は設置する依頼は、掲示等を希望する日の３日前までにしなければならない。ただし、緊急を要するものは、この限りでない。

第８の３　広報物の投影の依頼は、別に定める映像編集日の３日前までにしなければならない。

　(違反広報物の除去)

第９　シティプロモーション係長は、第４による承認を受けた広報物以外の広報物を発見したときは、直ちに撤去するものとする。